## 一戸町告示第 108 号

### 条件付一般競争入札公告

令和7年6月17日

一戸町長 小野寺 美 图



## 1 工事概要

- (1) 工事名 一戸町水道管路第2期耐震化5号工事
- (2) 工事場所 岩手県二戸郡一戸町一戸字田中地内
- (3) 工事内容 国道推進工

鋼製さや管 ボーリング方式・二重ケーシング式 STK400A L=43.2m

配水管 推進・廻り配管 HPPE φ 150 L=87.4m

国道ボックスカルバート内布設工

配水管 HPPE/PP (鋼製外装付) 200A L=34.0m

- (4) 工 期 200 日間
- 2 入札予定日 令和7年7月2日(水) 午前 11時00分

会場 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24番地 9

一戸町役場庁舎 3階 大会議室

### 3 入札参加資格

- (1) 一戸町内に主たる営業所又はその他の営業所(別紙参照のこと。)を有する者で、令和7・8年度町営建設工事請負資格者名簿に水道施設工事の登録がある者。
- (2) 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第1項の規定による許可を受けていること。
  - ③ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(総合評定値を取得しているものに限る。)の有効期間(経営事項審査の審査基準日から1年7月)を経過していないこと。
  - ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている 者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされて いる者(ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けて いる場合を除く。)でないこと。

- ⑤ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の申請の日から落札決定の日までの期間に、 次のいずれかに該当していないこと。
  - ア 町営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成 15 年 11 月 25 日制定。以下「措置基準」という。)及び県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成 7 年 2 月 9 日岩手県制定)に基づく指名停止又は文書警告を受けている者であること。
  - イ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定により対象工事に対応する業種について岩 手県において営業の停止を命ぜられた者で、申請の日から落札決定の日までの間にその 処分の期間が経過していない者であること。
- ⑥ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出日現在において措置基準に基づく文書警告を受けてから1月を経過していること。
- ⑦ 1に示した工事に2に示す入札日までに雇用している者を主任技術者として配置できること。
- ⑧ 町税の滞納がないこと。
- ⑨ 以下に定める届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
  - ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
  - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
  - ・雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第7条の規定による届出の義務
- 4 照会先 郵便番号 028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9 一戸町上下水道課 電話番号 0195-33-4852
- 5 入札説明書の配付期間及び配付)場所 令和7年6月18日(水)から令和7年6月24日 (火)までの一戸町の休日に関する条例(平成2年一戸町条例第8号)に規定する一戸町の休日(以下「休日」という。)を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで、4の場所で交付。
- 6 申請書類 一戸町上下水道課が配付する条件付一般競争入札参加資格確認申請書(町営建設 工事の請負契約に係る条件付一般競争入札実施要領(平成24年一戸町告示第97号。以下「要 領」という。)様式第2号)を提出するものとする。
- 7 配付期間並びに配付場所及び申請書類の提出場所 令和7年6月18日(水)から令和7年6月24日(火)までの休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで、4の場所に持参のうえ、1部を提出することとし、郵送による提出は認めない。
- 8 設計図書の閲覧及び貸出 令和7年6月18日(水)から令和7年7月1日(火)までの休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで、4の場所で閲覧及び貸し出しをする。貸し出しは、1者当たり2時間とする。
- 9 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務 を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

# 10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金は免除する。
- (3) 契約保証金は契約額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、一戸町財務規則 (昭和50年一戸町規則第17号)第132条第1項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、一戸町財務規則第131条第1号又は第2号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 本工事は、予定価格を事後公表とすること。
- (5) 入札時に積算の内訳(数量、単価及び金額)を明らかにした工事費内訳書(要領様式第7号)を提出すること。工事費内訳書と第1回目の入札書の金額は一致させることとし、一致しない場合は失格となること。なお、入札と同時に工事費内訳書を提出できない場合は、当該入札に参加できないこと。
- (6) 6の書類に虚偽の記載をした者に対しては、措置基準に基づき、指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 6の書類の提出者には、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書(要領様式第6号)を令和7年6月30日(月)までに送付する。
- (8) 3の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。
- (9) 入札参加資格がないと認められた申請者は、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知のあった日から令和7年7月1日(火)までの間、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。
- (10) その他詳細については、一戸町上下水道課が配付する条件付一般競争入札説明書及び条件付一般競争入札心得による。

### 主たる営業所又はその他の営業所について

一戸町の競争入札参加資格における主たる営業所又はその他の営業所とは、次の要件を満たしていることが前提となります。

記

#### I 主たる営業所

主たる営業所とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督及び請負契約締結の権限を有する1ヵ所の営業所をいいます。

通常は本社、本店等ですが、名目上の本社、本店等であってもその実態を有しないものは該当しません。

#### Ⅱ その他の営業所

その他の営業所とは、主たる営業所以外で概ね次の要件を備えている営業所をいいます。

- (1) 事務所としての形態を整えていること。
  - ・営業所の所在を明らかにした看板又は表札が設置され、付近から当該営業所の存在が容易 に確認できること。
  - ・営業事務を執り行える机、電話、ファクシミリ等の事務用什器等が備え付けられていること。
  - ・電話料金等、営業所経費の支払いが会社から支出されていること。
- (2) 営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐していること。
  - ・法人町民税申告書等において、営業所の人員配置が確認できること。
  - ・人的な配置がされていない場合、又は配置職員が主たる営業所(本社・本店等)と兼務で 不在になっている状況が頻繁となっている場合は、営業所としては認められません。(例え ば、電話が常時不在転送になっている、単なる取次や連絡員のみを配置しているような場 合は、営業所として認められません。)

#### Ⅲ その他

- (1) 必要に応じて関係書類の提示を求める場合、又は営業所の所在、実態について、調査を行う場合があります。
- (2) Ⅱの(1)及び(2)については、主たる営業所にも当てはまる事項です。